

「航空従事者養成施設指定申請・審査要領」の一部改正（案）について

令和 8 年 6 月
航空局安全部安全政策課

1. 背景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 29 条第 4 項の規定により国の指定を受けた整備士等の養成施設（指定養成施設）で教育訓練を行う場合は航空従事者技能証明の取得に係る実地試験の全部又は一部の省略が可能となっている。

当該養成施設の指定は航空法施行規則第 50 条の 4 に基づく「航空従事者養成施設指定申請・審査要領（以下、「審査要領」という）」に定める基準に則り実施している。

当該基準において、養成施設の実績を確認するために、整備分野においては、2 年以上の教育実績及び 20 名以上の修了実績を有すること、又は、テストコースにおける 12 名以上の教育実績のいずれか一方を求めているところであるが、最近では数名規模の養成施設を運営するケースも出てきていること、テストコースについてはこれまでの指定実績を踏まえると 12 名よりも少ない養成実績でも十分に養成体制の適切性を確認できると考えられることから、テストコースで必要な養成実績等について、既に運用され十分な実績を有する操縦士とあわせる改正を行う

2. 改正概要

- ・ 以下表のとおり

項目	現在	改正案
指定に係る教育実績	修了者が 10 名以上（整備関係は 20 名以上）	修了者が 10 名以上
テストコースでの養成実績	6 名以上（整備関係は 12 以上）	6 名以上
限定変更に係る教育実績	修了者が 4 名以上（整備関係は 8 名以上）	4 名以上

- ・ その他、人数及び教育施設等の変更に伴う所要の改正を実施

3. 公布・適用

- ・ 令和 8 年 8 月頃を予定
（既に申請されているテストコースについても適用する予定）